

ご挨拶



弁護士 松田 竜

この度、当法律事務所開設40周年、弁護士法人設立20周年を機に、令和5年4月1日をもって、当法律事務所代表に就任いたしました。この場をお借りして、ご挨拶申し上げます。

私は、平成11年4月に弁護士登録して、小寺正史法律事務所に入所しました。以来、様々な分野の法律問題に弁護士として関与して参りました。事件とクライアントの皆様に鍛えていただき現在に至ります。

当法律事務所は平成14年に法人化いたしました。当時、弁護士過疎・偏在問題の解消が全国的な課題となっており、特に北海道内における弁護士過疎・偏在問題は深刻な状況にありました。そのような状況下において、改正弁護士法が施行され、法律事務所の法人化及び支店事務所の設置が認められることになりました。そこで、「法の支配を津々浦々にまで」との思いで、弁護士法人小寺・松田法律事務所を設立したものです。

平成15年には、当時、全国でもほとんど例の無い弁護士過疎地域の弁護士法人支店事務所として、当法律事務所岩見沢事務所を開設しました。岩見沢事務所開設当初、毎日、札幌事務所から岩見沢に通ったことを懐かしく思い出します。

岩見沢事務所を開設したところ、遠方の弁護士事務所に出向くことができずに重大問題が解決されないまま長年悩んでいた多数の方に出会いました。身近に相談できる弁護士が居ないことは悲劇であり、支店事務所の設置は社会的に意義のある事業であると強く認識しました。

以後、平成16年に滝川事務所を開設、平成19年に苫小牧事務所を開設しました。それぞ

れの地域に弁護士が居ることが、日々発生する様々な問題に対して、法令・正義に基づき適切に紛争の解決・予防を図ることができると思っています。

現在、当法律事務所は、「法的解決力で北海道に貢献する」の理念の下、札幌弁護士会管内4事務所体制で業務を行っています。当法律事務所が基盤としている地元北海道の皆様が、正当な権利利益を十分に保護され得るよう尽力したいと思います。また、道内企業が、道外・海外企業との競争・交渉の場面において決して力負けすることなく正当な主張を行うことができるよう、ひいては地元経済に大きく貢献できるよう、尽力したいと思います。

近年、社会経済状況の変化に応じて、わが国の法制度も目まぐるしい程頻繁に改正が行われています。私が弁護士登録したころからの大型改正だけを取り上げても、平成10年に改正民事訴訟法、平成12年に民事再生法、平成17年に改正破産法、平成18年に改正会社法が施行されました。令和3年には、明治以来の大改正となった民法(債権法)が施行されました。今後も、重要な法令改正が次々と準備されています。

このような環境の中で、法律事務所の果たすべき役割をしっかりと見つめつつ、社会経済情勢の動向や法制度の変化の方向性をいち早く捉え、着実に、皆さまのお役に立てる法律事務所として努めて参りたいと考えています。当法律事務所は、弁護士法人として、組織の継続性を重視し、今後も10年、20年と継続して、クライアントの皆様への法的ニーズにお応えできる体制を構築しております。

今後とも、変わらぬご指導ご鞭撻をいただきますよう、お願い申し上げます。